

## 審議事項 第1号

---

令和4年度地域包括支援センター  
運営業務の評価方法について



## 評価の方法及びスケジュールについて（案）

### 1 事業評価の実施目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のために必要な改善を図る。

### 2 事業評価の実施方針（案）

センターの評価については、平成29年の介護保険法の改正により平成30年度から義務化されるとともに（法第115条の45第4項、同第9項）、評価に活用できる資料として、各市町村の取組状況と全国の傾向を比較できるチャート化データが国から提供されるようになった。

本市では、評価が義務化される以前の平成24年度から、独自に評価様式等を作成して評価を実施してきたところであり、平成30年度以降についても、本運営協議会の審議を経て、従来の方法を踏襲しつつ、国から提供されるデータも参考資料として活用しながら、評価を継続してきた。この経過を踏まえ、今年度においても同様の方法で評価を実施する。詳細は、次の「3 実施内容」のとおり。

<参考（評価に係る根拠法令等）>

#### ○介護保険法（抄）

##### 第115条の46第4項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

##### 第115条の46第9項

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

#### ○平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課長振興課長老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」（抜すい）

##### 「3 市町村の責務」のうち、「(1) 設置」の「④ 効果的なセンター運営の継続」

今後、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していくに当たっては、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となる。そのためには、まずはセンター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要であり、点検や評価を実施し、評価を踏まえた事業の質の向上のための対応を徹底するため、平成29年介護保険法改正により、平成30年度から市町村、センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講じることが義務化されている。（法第115条の46第4項、第9項）

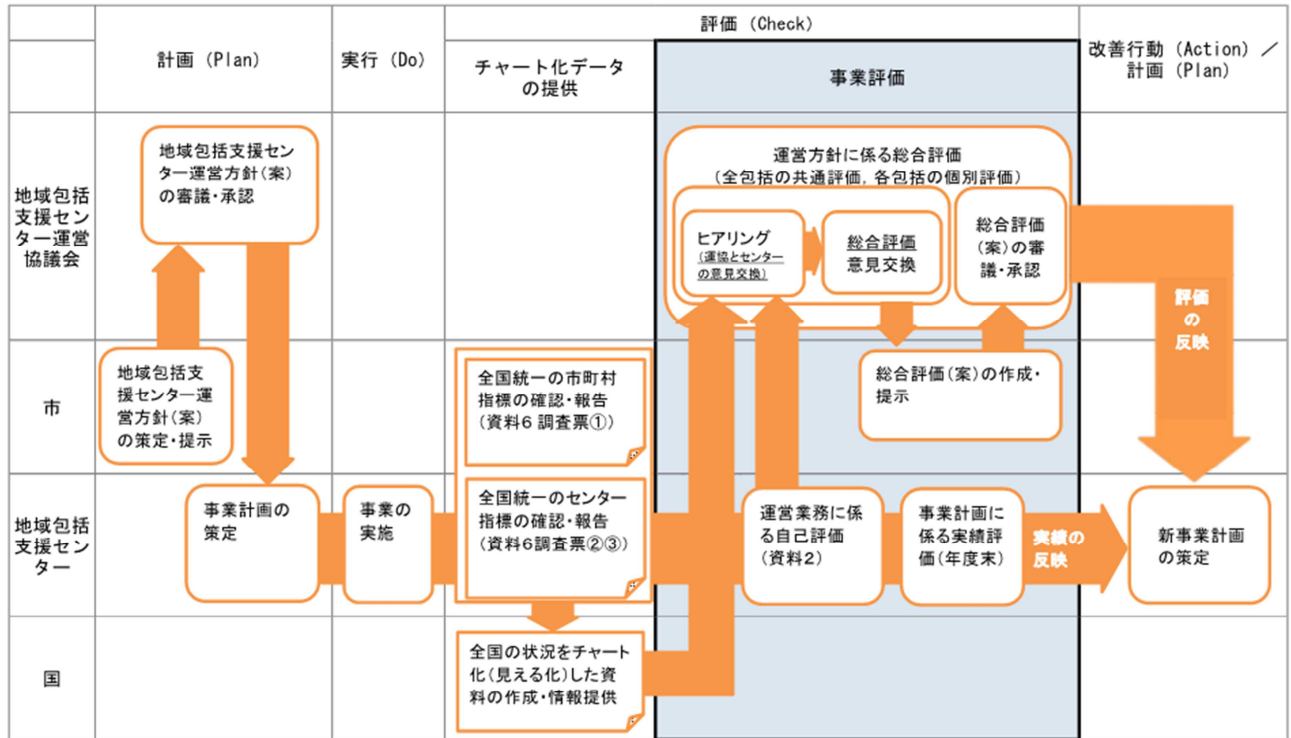
具体的には、別に定める指標を全国で統一して用いることで、全国的な傾向と比較することにより、市町村が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）と連携しつつ、「② 市町村との役割分担及び連携の強化」に掲げる市町村が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等について、点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。また、その際、地域包括支援センターの業務の重点化・効率化の観点から、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性の観点から対応の優先順位を付け、これを市町村と地域包括支援センターの間で共有することが重要である。

なお、別に定める指標は、これを踏まえて市町村が評価の基準を作成するために示すものであり、当該指標の他に市町村が別途定めた指標を評価の基準とすることを妨げるものではない。

### 3 実施内容

#### (1) 評価の流れ

【 令和4年度 評価の流れ（案） 】



#### (2) 実施方法

##### ア 自己評価等

各センターは、本市が定める評価様式「令和4年度旭川市地域包括支援センター運営業務自己評価票（案）」（資料2）を用いて、自己評価を実施するとともに、全センターに対する共通質問に回答する。共通質問（案）については、次のとおり。また、運営協議会委員に助言をいただきたい課題や、その所属機関等と連携や意見交換を希望する内容について記載し提出する。

##### 【令和4年度 共通質問（案）】

自立支援の視点に基づく、第1号介護予防支援及び包括的・継続的ケアマネジメント支援を実践し、要介護者等の状態改善につなげているか。

##### 【令和3年度 共通質問（案）】（参考）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者の生活様式が変わることで、新たに顕在化した課題はどのようなもので、そのことについてどのように対応し、課題解決に向けて取り組んだか。

イ センターへのヒアリング及びセンターとの意見交換

アの各センターの自己評価票をはじめ，国から提供されるチャート化データ等を資料として，各委員によるセンターへのヒアリングを実施する。

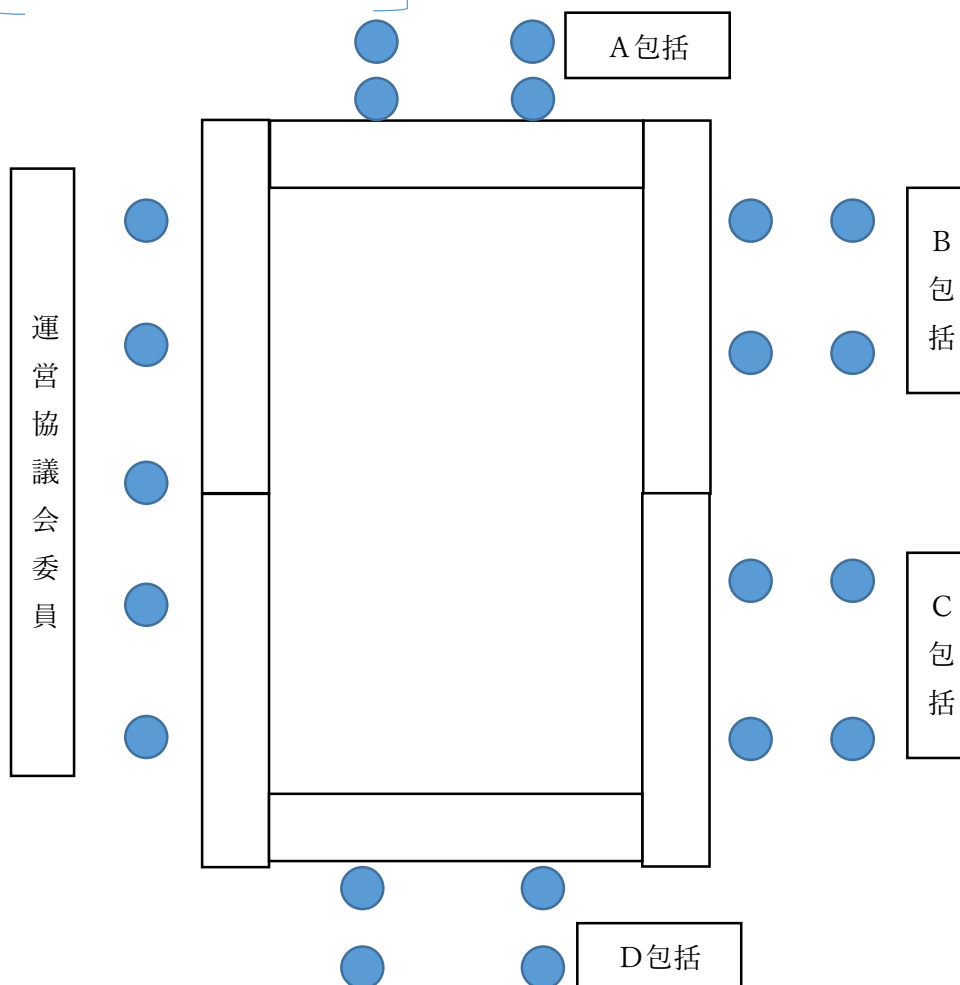
各委員及び11のセンターを3グループに分け，グループごとに一堂に会して90分間のヒアリングを行う。

ヒアリングの場では，自己評価票の記載内容を踏まえ，ヒアリングの時間内に，委員とセンターの意見交換等の時間を設ける。

1グループ 4包括 委員5名	2グループ 3包括 委員5名	3グループ 4包括 委員5名
-------------------	-------------------	-------------------

※ヒアリング会場については，新型コロナウイルス感染予防に留意して決定する。新型コロナウイルスの感染状況によっては，書面会議を検討する。

グループのヒアリング会場  
イメージ



ウ 総合評価意見交換

イの終了後、全委員が集合し、各グループのヒアリング結果等を共有し、総合評価（案）の作成に向けた意見交換を行う。（※当日はここまでの作業で終了）

エ 総合評価

事務局において、ヒアリングの内容及び総合評価意見交換の内容を基に全センターを対象とした共通評価及びセンターごとの個別評価を記載した総合評価（案）を作成し、各委員に送付し、書面で確認を行い、承認を得る。

オ 実施スケジュール（予定）

時 期	内 容
1 1月下旬	評価様式（自己評価）を各センターに配付
1 2月末日	各センターが評価様式（自己評価）を事務局に提出
2月上旬	第3回運営協議会において、センターへのヒアリング及びセンターとの意見交換、全委員による総合評価意見交換を実施
2月下旬	事務局において総合評価（案）を作成 各委員による総合評価（案）の確認、承認
3月上旬	各センターに総合評価を通知